

公立大学法人前橋工科大学組織規則

平成 25 年 4 月 1 日制定

公立大学法人前橋工科大学規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立大学法人前橋工科大学定款及び前橋工科大学学則（平成 25 年規則第 2 号）に定めるもののほか、公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する前橋工科大学（以下「大学」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条から第 4 条まで 削除

(運営会議)

第 5 条 法人の経営及び大学の運営に係る重要事項について必要な調整及び協議を行うため運営会議を置く。

2 運営会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 事務局長
- (4) 副学長
- (5) その他構成員が必要と認める者

3 理事長は、運営会議を招集し、その議長となる。

4 運営会議の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(部局長会議)

第 6 条 大学の部局間における連絡調整を行うため部局長会議を置く。

2 部局長会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学生部長
- (4) 入試部長
- (5) 教務部長
- (6) 地域連携推進センター長
- (7) 図書・情報センター長
- (8) 事務局長
- (9) 総務課長
- (10) 学務課長

3 学長は、部局長会議を招集し、その議長となる。

4 部局長会議の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(人事委員会等)

第7条 法令又は法人の他の規則等に定めるもののほか、次の委員会を置く。

(1) 人事委員会

(2) 広報委員会

(3) 情報セキュリティ委員会

2 前項の委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(常置委員会)

第8条 大学に次の常置委員会を置く。

(1) 評価・改善委員会

(2) ファカルティ・ディベロップメント委員会

(3) 総務委員会

(4) 教務委員会

(5) 学生委員会

(6) 入試委員会

(7) 遺伝子組換え実験安全委員会

(8) 毒劇物管理委員会

(9) 動物実験委員会

(10) ヒトを対象とする研究倫理審査委員会

2 前項の常置委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(特別委員会)

第9条 前2条に定めるもののほか、法人又は大学に、特定の事項を審議するため、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(事務局等)

第10条 法人及び大学に、その事務を行う事務局を設置し、次の課及び係を置く。

(1) 総務課 総務企画係 財務係

(2) 学務課 教務係 学生支援係 入試係 地域貢献・研究支援係

2 各課の事務分掌等については、事務局長が別に定める。

3 附属図書館に附属図書館事務室を、キャリアセンターにキャリアセンター事務室を置く。

4 前項に規定する事務室のうち、附属図書館事務室は総務課に、その他の事務室は学務課に属する組織とする。

(職員の職)

第 11 条 法令に特別の定めのあるものを除くほか、事務局の職員の職は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長 参事 課長 副参事 課長補佐 主幹 係長 室長 副主幹 主任 主事 技師
- (2) 保健師
- (3) 自動車運転技士 用務技士
- (4) 嘱託員 準常勤職員

2 前項第 3 号に掲げる職については、相当高度な知識及び経験を有する者に対し、それぞれの職に指導を冠することができる。

3 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる職については、相当の知識及び経験を有する者に対し、それぞれの職に主任を冠することができる。

4 教員の職は、次のとおりとする。

- (1) 学長 副学長 工学部長 工学研究科長 図書・情報センター長 地域連携推進センター長 ソーシャルデザイン研究センター長 バイオサイエンス研究センター長 基礎教育センター長 キャリアセンター長 教職センター長 学生部長 入試部長 教務部長 学群長 専攻主任
- (2) 教授 准教授 講師 助教 助手
(委任)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）及び公益的法人等への前橋市職員の派遣等に関する条例（平成 13 年前橋市条例第 23 号）の規定に基づき、前橋市から法人に派遣される職員に主査の職にある者がいる場合は、第 10 条第 1 項及び第 12 条第 6 項の規定にかかわらず主査の職を置くことができる。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 6 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 24 日規則第 7 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 13 日規則第 10 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日規則第 3 号）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 11 条

第4項第1号の規定の適用については、同号中「学群長」とあるのは、「学群長
学科長」とする。

附 則（令和5年3月30日規則第4号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第3号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日規則第7号）
この規則は、令和7年4月1日から施行する。